

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1) 経営理念

当社は、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」を経営理念として掲げています。役員・従業員の有する知識・経験、組織としてのノウハウ・システムを持続的に発展・維持し、製薬会社など世界中のヘルスケアカンパニーに提供することで、新薬を含む新しい治療技術の開発やその発展・浸透、ひいては人類の健康的な生活に貢献することを目指しています。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

上記経営理念に基づき、当社は、医薬品開発のノウハウ・技術をもって新薬を含む新しい疾患予防・治療技術の誕生・成長に貢献し、国内外のバイオペンチャー、製薬企業、医療機器メーカーなどのヘルスケアカンパニー、医療機関のパートナーとして医療の発展に貢献し、患者様ならびに社会全体の期待に応えてまいります。

当社は、人命に関わる事業活動を行うため、当社の役員ならびに従業員には専門性のみならず高い倫理観が求められることから、コンプライアンスの徹底をはじめとした企業行動規範の遵守を徹底しております。また、内部統制の充実に努め、経営の健全性・透明性を確保することで、事業の発展とあわせて企業価値の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

< 補充原則1 - 2 株主総会における権利行使 >

当社は、株主が議決権行使を行いやすい環境の整備は必要であると認識しております。議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)については、機関投資家並びに海外投資家の比率等を勘案しながら、導入を検討してまいります。なお、招集通知の英訳は当社Webサイトに掲載しています。

URL: <https://www.linical.co.jp/en/news/17thOrdinaryGeneralMeetingofShareholders.pdf>

< 原則1 - 3 資本政策の基本的な方針 >

当社は、株主価値を中長期的に高め、持続的成長を実現するため、財務健全性の確保と持続的成長に向けた戦略的投資を行います。具体的には、財務健全性の確保については、成長投資とリスクを許容できる株主資本の水準を保持することを基本とします。持続的成長に向けた戦略的投資については、内部留保資金を、将来の事業発展に必要な不可欠な国際共同治験への体制構築のための投資やM&Aによる拠点拡充などに活用し、資本効率の向上に努めます。

株主への利益還元である配当については、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを基本方針とし、安定的な利益還元を努めます。

以上の資本政策の基本的な方針に関し、今後、Webサイト上等でご説明できるよう検討してまいります。

< 補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保 >

当社では、多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標を現時点において定めておりませんが、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】の補充原則2 - 4 に係る記載のとおり、当社グループでは、女性、中途採用者等の多様性確保は一定程度進んでいるものと判断しております。今後も多様な人材の活躍を推進し、従業員一人ひとりがそれぞれの能力・特性を最大限に発揮できるよう環境の整備や人材の育成を継続的に行ってまいります。

< 補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等 >

< 補充原則4 - 2 自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本方針の策定等 >

1. サステナビリティへの取組み

当社は「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」という経営理念に基づき、社会と共に持続可能な発展を目指しています。

この実現に向け、「革新的な医薬品の開発支援」及び「医薬品の安全性の確保」の2つの使命を常に念頭に事業を行っています。具体的には、臨床試験に携わる企業として、被験者をはじめとした関係するすべての人の人権・個人の尊厳の尊重を原則とした企業行動規範を定め、これを遵守することで役員・従業員一人ひとりが「社会的責任」を意識し、誠実さをもって企業活動を遂行しています。また、設立以来、難易度の高くアンメットメディカルニーズの多い領域の医薬品開発に率先して取り組む方針を掲げており、事業活動を通じて世界中の人々の健康で豊かな生活に貢献すること追求しています。

以上の考え方にに基づき、サステナビリティをめぐる取組みについての基本方針、情報開示の枠組みや具体的な重要課題について、現在検討しております。

2. 人的資本への投資

医薬品開発のプロフェッショナルとして様々なサービスを提供する当社にとって、社員こそが価値創造の源泉であると考えています。補充原則2 - 4 に記載した通り、従業員一人ひとりがそれぞれの能力・特性を最大限に発揮できるための環境の整備や、薬学的知識をはじめとした必要な知識や技能の獲得のための教育研修プログラムを充実させています。

また、グローバルに事業を拡大しており、国際共同治験も増加している環境下で、多様な文化的背景を持つ人々とコミュニケーションができる人材の育成にも注力しており、その前提となる英語研修の強化および異文化理解研修を定期的に行っています。さらには、海外子会社(欧米、中国など)での若手の駐在の機会も提供しグローバル人材の育成に取り組んでいます。

3. 気候変動

当社はその重要性・緊急性を認識し、関連部門によるワーキングチームにおいて気候変動に関するデータの収集と分析を実施し、GHG排出量としてScope2についての実績を以下に開示します（Scope1は該当なし）。今後、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みに沿った情報開示の充実を進めます。現時点の検討状況は以下の通りです。

・ガバナンス

取締役会は気候変動に関する報告を受けています。今後、気候変動に対するガバナンスを強化していくための体制について検討していきます。

・戦略

当社における気候変動に関する重要なリスクと機会については今後、具体的な対応策とともに検討を進めます。

・リスク管理

気候変動リスクの全社的リスク管理への統合プロセスについては検討中であり、今後開示を進めていきます。

・指標と目標

気候変動の評価指標、目標に関しては今後検討していきます。GHG排出量（Scope2）の実績は下記のとおりです。

GHG排出量（Scope2）	2021年	2020年
単体（日本）	290.5t-CO2	289.7t-CO2
連結（グローバル）	345.9t-CO2	341.0t-CO2

Scope1に該当する排出はなし。Scope2は外部から購入した電力。

排出係数は、国内は電力会社別の調整後排出係数、海外はIEA最新のデータ（2021edition）によるCO2換算係数を使用

< 補充原則4 - 1 中期経営計画 >

当社では、経営会議において中期計画を検討し、各会議において進捗状況の確認・分析を行い、必要に応じて適宜、中期目標や方針の見直しを行うこととしています。取締役会は、経営会議が策定した中期計画を決議するとともに、進捗状況や分析結果について報告を受け、監視・監督することとしています。

当社では現在、プライム市場の選択に伴い、「上場維持基準の適合に向けた計画書」を開示しており、この計画書において、2025年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を公表しています。今後、進捗状況より必要に応じ目標・方針等の見直しを検討し、ビジョン、経営戦略とともに開示・説明し、株主・投資家との共有認識を醸成できるよう努めます。

< 補充原則4 - 1 後継者計画 >

当社の経営陣は現在創業メンバーが中心となっており、これらの者が退任した場合等に備え、後継者の選定と育成計画は中長期的な重要課題と位置づけています。現在、経営理念や経営戦略、経営環境を踏まえ、適切な経営陣の後継者が選定・育成されるよう、独立社外役員からの助言を得ながら候補者の選抜を行い、経営者に必要な法務・財務等の知識の教育とOJTを実施しています。今後これらの候補者の早期登用や計画的なローテーションなどを行い、近い将来の経営幹部候補の育成を強化していきます。

< 補充原則4 - 2 報酬制度 >

現在、当社の業務執行を担う取締役は当社の創業メンバーであり、既に一定数の当社株式を保有しています。そのため、単年度及び中長期の業績を反映した株主価値の増減が保有株式の価値の増減と連動しており、実質的な業績連動報酬を内包しているものと考えます。このような観点から、現在は業績連動賞や株式報酬等の非金銭報酬を設定していません。なお、今後創業メンバー以外の業務執行を担う取締役の就任など取締役構成の変化に応じて、業績連動報酬を含む役員報酬制度について必要な変更を検討してまいります。

< 補充原則4 - 3 CEOの選解任 >

取締役会は、CEOの選解任について、これが当社における最も重要な戦略的意思決定の一つであることを前提として、人格、識見、経験、能力等を総合的に勘案した上でCEOを選定するものとし、独立社外役員からの助言を得た上で取締役会において十分な審議を行い、選解任を実施いたします。

< 原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用 >

当社取締役会は、9名中社外取締役は2名であり1/3以上となっていないものの、監査役3名はすべて社外かつ常勤であり、全ての取締役会に出席していることから、取締役会に出席する役員の半数近く（42%）が独立社外役員となっています。また、これら独立社外役員の経験、専門性もグローバル製薬会社の経営者や経理財務・人事部門の責任者を含め多岐にわたっており、積極的に議論に参加し意見を述べることで取締役会における独立社外役員の責務を果たしている状況です。引き続き、会社の持続的成長と企業価値向上に向け適切な議論に基づき意思決定がなされるように、社外取締役含む独立社外役員の構成について、事業の成長に応じて適時適切に検討・対応します。

< 原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 >

会社法の要件に加え、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を実質的にも満たすことを確認した上で、その知識・経験をベースに一般株主と同じ客観的な視点から当社の経営等に対し適切な意見を積極的に述べていただけると考えた候補者を取締役会にて選任しています。

< 補充原則4 - 10 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言 >

当社は、独立社外取締役は現在2名であり、各取締役、経営陣との連絡・調整、監査役との連携体制は構築されており、取締役会において、指名・報酬などについても十分な議論を行い、コーポレートガバナンス・コードの趣旨にのっとった実効性の高い審議・監督は出来ていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

< 原則1 - 4 政策保有株式 >

当社は、株価変動というリスクの回避のため、また資本効率の向上のためという2つの理由から、協業・提携のための株式保有等の必要がある場合を除き、上場株式を保有しません。

< 原則1 - 7 関連当事者間の取引 >

当社グループでは、企業行動規範の原則「企業利益の相反防止」として、当社グループの役員、従業員が業務上の判断を行う際は、その行為が会社にとって最善な方法であるということを十分な情報のもとで判断し行うことと定めております。また、贈収賄および汚職防止に関するポリシーでは、当社グループの役員、従業員がその立場を利用し贈収賄や汚職を行うことを禁じています。

なお、役員（取締役、執行役員または監査役）との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めており、役員及びその近親者や議決権の過半数を実質的に保有する会社と、当社グループとの間の取引の有無を四半期毎に確認して

います。

< 補充原則2 - 4 中核人材の登用等における多様性の確保 >

1 多様性確保についての考え方

当社グループは、世界の医薬品開発に貢献できるグローバル企業として成長するため、変化し続ける社会や多様な価値観に柔軟に対応すべく多様な人材の活躍を推進し、従業員一人ひとりがそれぞれの能力・特性を最大限に発揮できるよう環境の整備や人材の育成を行っています。

2 中核人材の多様性推進に関する状況

(1)女性

日本本社およびグループ全体で女性管理職の登用は進んでおり、今後、経営の中核を担う執行役員以上の女性リーダー育成に向け、さらなる環境の整備やキャリア形成支援を行ってまいります。

【本社(日本)】 2022年3月末 2021年3月末

女性社員比率 61.6% 44.4%

女性管理職比率 42.6% 19.4%

女性執行役員比率 16.7% 16.7%

【グループ】

女性社員比率 67.5% 58.6%

女性管理職比率 56.9% 36.5%

女性執行役員比率 28.6% 25.0%

(2)外国人

当社グループ従業員843名(2022年3月末時点)の約50%が海外に居住する現地採用の社員であり、海外グループ会社においてはCEOをはじめとした主要なポジションのほとんどを現地の優秀な人材が担っています。

また、日本本社においても国籍を問わない人材採用を進めています。2022年3月末時点の日本本社の全社員に占める外国籍社員比率は6.7%、管理職の外国籍社員比率は3.0%です。

(3)中途採用者

2022年3月末時点の日本本社の全社員に占める中途採用者比率は41.5%です。また、執行役員の中途採用者比率は100%、管理職の中途採用者比率は76.2%です。グループ全体では、2022年3月末時点の全社員に占める中途採用者比率は66.9%であります。また、執行役員の中途採用者比率は100%、管理職の中途採用者比率は85.1%です。

3 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況

当社グループは、従業員個々の特性や能力を最大限発揮させるための施策として、多様なライフイベントを経て仕事と生活のバランスを図りつつ働きやすい環境の整備を進め、週休3日制勤務やフレックスタイム勤務、リモートワーク勤務、短時間勤務制度等、国ごとに働きやすい制度を策定し、運用しています。また、人権の尊重やハラスメント禁止等の規定を含む、各種ポリシー・手順書について、グローバル共通の共有・学習システムを導入し、遵守徹底を図っています。

< 原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 >

当社は、企業年金の積立金の運用は実施しておりません。

< 原則3 - 1 情報開示の充実 >

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」を経営理念として掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指しています。

この実現に向け、2025年3月期を最終年度とする3か年の中期経営計画を策定しており、プライム市場上場維持基準の適合に向けた計画書において公表しています。経営戦略、経営計画の詳細につきましては、有価証券報告書などの資料にて開示していますので、当社WEBサイトをご参照ください。

URL: <https://www.linical.co.jp/ir/>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「基本的な考え方」に記載しています。またこれを含めた当社コーポレートガバナンスの概要については当社WEBサイトにて開示しています。

URL: <https://www.linical.co.jp/ir/corporate.governance.html>

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、2021年5月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 取締役報酬の基本方針

当社の取締役報酬制度は、経営理念に基づく当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、また、業務執行・経営監督等の機能が、透明性・公平性を保ちつつ適切に発揮されることを目的として定めております。当社の取締役報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

a. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役の報酬等の種類は、固定の金銭報酬である基本報酬のみとします。現在、当社の業務執行を担う取締役は、会社の設立メンバーであり、既に一定数の当社株式を保有しております。そのため、単年度及び中長期の業績を反映した株主価値の増減が保有株式の価値の増減と連動しており、実質的な業績連動報酬を内包しているものと考えております。このような観点から、現時点において業績連動賞与や株式報酬等の非金銭報酬を設定しておりません。なお、今後の設立メンバー以外の業務執行を担う取締役の就任など会社組織形態の変化に応じて役員報酬制度についても必要な変更を検討してまいります。

b. 報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額またはその算定方法の決定方針

取締役の報酬については、株主総会で決議した報酬等の総額(注)の範囲内において、取締役会で経済情勢、会社業績や経営内容、役員構成などを総合的に勘案し、報酬総額を年度予算として確定します。

取締役の報酬は取締役が職務に専念できるように固定の金銭報酬である基本報酬(月例定額報酬)とし、各取締役の役位、職責の内容に応じた基本部分と、職責のリスクに応じたりスク手当部分、並びに在任年数に応じた功績部分の3つから構成されます。

(注) 取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額800百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。定款で定める取締役の員数は13名以内で、本有価証券報告書提出日現在は9名。)と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額200百万円以内(定款に定める監査役の員数は4名以内で、本有価証券報告書提出日現在は3名)と決議いただいております。

ロ. 個人別の報酬等の決定に関する方針

各取締役に支給する基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、取締役会で決議した報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定します。

ハ. 取締役に對し報酬等を与える時期等

基本報酬は、月例の定額報酬とします。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社では、取締役および執行役員候補については、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること、的確かつ迅速な意思決定が行えること、そのほか個人の知識・経験・能力等に基づき、経営陣・取締役会全体のバランスを総合的に考慮した上、選任・解任・指名することとしています。この方針に基づき、代表取締役が独立社外役員の助言を得ながら候補者を推薦し、経営会議、取締役会で議論を経て決定します。監査役候補については、個人が持つ財務・会計、企業経営、及び当社事業に関する知識や多様な視点を鑑み、適切に経営の監視活動が行える環境を整えるべく総合的に判断しており、この方針に基づき、監査役会が提案あるいは同意を決議し、取締役会で決定します。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補・監査役候補の選任・解任・指名につきましては、株主総会招集通知に個人別の経歴、候補者とした理由を記載しております。当社WEBサイトをご参照ください。

URL: https://ssl4.eir-parts.net/doc/2183/ir_material4/185146/00.pdf

< 補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み等 >

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]の補充原則3 - 1 に係る記載をご参照ください。

< 補充原則4 - 1 経営陣への委任の範囲 >

当社は、取締役会規程において、経営陣が取締役に付議する事項及び報告する事項を規定しています。経営会議規程、業務決裁規程及び職務権限規程において、経営陣に対する委任の範囲を規定しております。経営上重要な事項については取締役会に付議し、その他の法令上可能な業務執行の決定は、代表取締役社長に最終決定を委任しております。

< 原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 >

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]の原則4 - 9に係る記載をご参照ください。

< 補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用 >

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]の補充原則4 - 10 に係る記載をご参照ください。

< 補充原則4 - 11 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方 >

当社は、医薬品開発を主たる事業としております。このため取締役会は、迅速かつ的確な意思決定ならびに執行の監督が行えるよう、新薬開発に精通する者を中心に構成しています。また、グローバルでの事業拡大を経営戦略の中心に据えていることから、海外事業のマネジメント経験や海外の事業環境・生活文化に対する深い知識・経験を重視しています。現在、取締役会は9名で構成されており、うち独立社外取締役2名は、製薬企業で代表取締役社長等を歴任するなど豊富な経営経験を有しております。また、監査役3名はすべて社外かつ常勤であり、製薬企業で開発や経理財務、人事部門を率いた経験を有しており、全ての取締役会に出席しています。これら多様な業務経験を有するメンバーがガバナンスの充実に成長戦略に関して積極的に意見を述べ、活発な議論が行える体制を整えています。

取締役会のスキル・マトリックスは最下部に掲載の通りです。

< 補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況 >

現在、当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすため、独立社外取締役を除き、他の上場会社役員の兼務は行っておりません。また、利益相反取引の観点からも、他社の役員の兼務については取締役会にて決議を行い、兼務する場合であっても合理的な範囲にとどめることを前提いたします。なお、取締役・監査役の他社との主な兼務状況は、従来から毎年事業報告において適切に開示を行っております。

< 補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価 >

1. 実効性評価の結論

当社取締役会は、取締役9名 監査役3名へのアンケートおよびその結果に基づく討議にて、取締役会の実効性を評価いたしました。その結果、取締役会の実効性は確保されている旨の結論を得ました。

2. 結論の根拠

・ 戦略的課題の抽出・議論・実行や、内部統制システムの運用における経営リスクの検討とその対応等、昨年より肯定的な回答が多くなっており、審議の充実が進展していると評価された。一方で、ニーズが高まっている新薬開発のIT・AI等を活用した効率化については今後一層重要なテーマとして議論していくべきとの回答も見られた。

・ 当社取締役会は、9名中社外取締役は2名であり1/3以上となっていないものの、監査役3名はすべて社外かつ常勤であり、全ての取締役会に出席していることから、取締役会に出席する役員の半数近く(42%)が独立社外役員となっている。また、これら独立社外役員の経験、専門性もグローバル製薬会社の上級役員や経理財務・人事部門の責任者を含め多岐にわたっており、積極的に議論に参加し意見を述べることで取締役会における独立社外役員の責務を果たしている状況である。今後も、会社の持続的成長と企業価値向上に向け適切な議論に基づき意思決定がなされるように、コーポレートガバナンス体制や社外取締役含む独立社外役員の構成、取締役会の規模・多様性について、事業の成長に応じて適切に対応していく。

・ 取締役・監査役のトレーニングについて、法改正や企業に対する社会的要請に対応するための研修は適時実施されており、また、業務執行取締役は、担当業務の変更などを通じて新たに知見・見識を深める機会も提供されている。自己研鑽においては、より上位の視点で経営に対峙していくマインドの必要性も意識されているが、社外取締役からは一層の自己錬磨の期待が表明された。

今後も、継続的な分析・評価と意見・討議を行うことにより取締役会の運営を洗練し、当社の持続的成長へのモニタリングを充実にさせるとともに、当社の果たしうる持続可能な社会的使命についても十分な検討と適切な対応を実施してまいります。

< 補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング >

当社では、重要な審議事項に関わる関連知識や情報について、社内取締役及び監査役に対しては経営会議などの機会を通じて複数回にわたる情報共有と事前審議を行うとともに、社外取締役に対しては事前の資料提供・説明と質疑応答を通じて提供しております。これに加え、取締役・監査役が自ら積極的に学ぶことに加え、短期的には、職務の遂行に必要と考えられるテーマ(コンプライアンス、株主総会の動向等)に関する研修会の実施や、第三者機関が開催する職務遂行に有用な研修会の情報の提供、中長期的には社内取締役に対して担当分野のローテーションなどの機会を通じた多様な知識・経験の習得機会の提供を行っております。

< 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針 >

当社は、株主(潜在株主としての機関投資家や個人投資家を含む)との建設的な対話を通じて、企業と株主との共通目的である企業価値の持続的成長を目指しています。プライム市場の選択に伴い開示している「上場維持基準の適合に向けた計画書」において、アカウントビリティの強化を掲げており、情報開示の充実に継続的に推進し、国内外の投資家との対話の促進に取り組んでいます。具体的には、業績、経営戦略、資本政策、リスク、コーポレートガバナンス体制などについて以下の方法により継続的・建設的で透明・公正な対話を実施しています。

・ 株主との対話は専務取締役CFOが統括を行い、面談の目的と効果、株主属性を勘案し、代表取締役社長、専務取締役CFOを中心とした経営幹部により対話者と対話方法を検討のうえ実施しています。

・ IRは財務部ならびに広報室が中心となり社内関連部署から必要情報を収集し、分かり易い資料作成や説明により株主との対話を充実させています。

- ・ 定時株主総会、決算説明会、個人投資家向け説明会に加え、国内外機関投資家との個別ミーティング、英文を含めたWebサイトでのIR情報開示、個人投資家様からの電話・メール等による個別対応などを通じて対話の機会を持ち、質問や要望、説明会での参加者情報やアンケート結果などをIR活動へ反映しています。
- ・ 株主との対話を通じて把握した株主の関心や懸念は専務取締役CFOに集約し、経営分析や情報開示の在り方などの検討に活かしています。
- ・ IR活動や株主との対話においては、社内規程の定めるところに従い、適切にインサイダー情報を管理しております。なお、当社では決算情報に関する対話を控える沈黙期間を四半期決算期日の翌日から決算短信発表日までを沈黙期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社秦野	4,495,300	19.90
株式会社高橋	1,990,900	8.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,243,300	5.50
高木 幸一	1,200,000	5.31
辻本 桂吾	1,024,200	4.53
株式会社坂本	807,600	3.58
秦野 和浩	742,000	3.29
高橋 明宏	741,600	3.28
坂本 勲勇	735,800	3.26
河合 順	600,400	2.66

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
野木森 雅郁	他の会社の出身者													
大澤 昭夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野木森 雅郁		社外取締役の野木森雅郁氏は、当社の顧客であるアステラス製薬株式会社の出身です。アステラス製薬株式会社(グループ会社含む)と当社の間には、年間34,745千円(2022年3月期実績)の取引が存在しています。	国内大手製薬企業の代表取締役社長をはじめ、国内外で重職を歴任され、製薬業界への深い知見や豊富な経営経験に加え、コーポレートガバナンスに関する高い見識を有しておられます。これらの点を踏まえ、社外取締役として業務執行の監督、並びに企業価値向上に重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、就任をお願いしたものであります。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。
大澤 昭夫		社外取締役の大澤昭夫氏は、当社の顧客であるノバルティスファーマ株式会社の出身です。ノバルティスファーマ株式会社(グループ会社含む)と当社の間には、年間163,598千円(2022年3月期実績)の取引が存在しています。	複数の外資系大手製薬会社の日本法人において代表取締役社長や取締役副社長などの重職を歴任され、製薬業界への深い知見や豊富な経営経験に加え、コーポレートガバナンスに関する高い見識を有しておられます。これらの点を踏まえ、社外取締役として業務執行の監督、並びに企業価値向上に重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、就任をお願いしたものであります。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

監査役は、会計監査人より各事業年度の監査計画及び監査結果について報告を受けており、また必要に応じて意見交換を行い、相互に連携しております。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

監査役は、内部監査部より各事業年度の監査計画及び監査結果について報告を受け、情報を共有し、監査の有効性と効率性の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 与志明	他の会社の出身者													
村上 祐一	他の会社の出身者													
安藤 良光	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 与志明		社外監査役の中島与志明氏は、当社の顧客であるアステラス製薬株式会社の出身です。アステラス製薬株式会社(グループ会社含む)と当社の間には、年間34,745千円(2022年3月期実績)の取引が存在しています。	国内大手製薬企業及び国内大手化学メーカーにおいて、執行役員として主に人事関連の部署を率いた経験を有されており、その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、就任をお願いしたものであります。 また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。 なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。
村上 祐一		社外監査役の村上祐一氏は、当社の顧客であるアステラス製薬株式会社の出身です。アステラス製薬株式会社(グループ会社含む)と当社の間には、年間34,745千円(2022年3月期実績)の取引が存在しています。	国内大手製薬会社等において、経理財務関連の部署を率いた経験やその子会社の監査役を務めた経験を有されており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、他社での豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として就任をお願いしたものであります。 また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。 なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。

安藤 良光	<p>社外監査役の安藤良光氏は、当社の顧客であるアステラス製薬株式会社の出身です。アステラス製薬株式会社(グループ会社含む)と当社の間には、年間34,745千円(2022年3月期実績)の取引が存在しています。</p>	<p>国内製薬会社において取締役として臨床開発室を率いた経験及び開発本部を率いた経験を有されており、その豊富な経験と知識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いしたものであります。また、社外監査役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。なお、証券取引所が掲げる、独立性があると判断する理由の説明を要する者のいずれにも該当いたしません。</p>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除き、当社の取締役は、すべて現株にて当社株式を保有しているため、特にインセンティブ制度を別途には実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

開示手段: 有価証券報告書、事業報告

開示状況: 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明: 2022年3月期にかかる当社の取締役及び監査役の報酬は、以下の通りです。

取締役10名254百万円(うち社外取締役2名15百万円)

監査役4名44百万円(うち社外監査役4名44百万円)

取締役の報酬等の総額には、2021年6月24日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。また、監査役の報酬等の総額には、2021年6月30日をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数、取締役9名(うち、社外取締役2名)、監査役3名(うち、社外監査役3名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年5月31日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

イ. 取締役報酬の基本方針

当社の取締役報酬制度は、経営理念に基づく当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、また、業務執行・経営監督等の機能が、透明性・公平性を保ちつつ適切に発揮されることを目的として定めております。当社の取締役報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

a. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役の報酬等の種類は、固定の金銭報酬である基本報酬のみとします。

現在、当社の業務執行を担う取締役は、会社の設立メンバーであり、既に一定数の当社株式を保有しております。そのため、単年度及び中長期の業績を反映した株主価値の増減が保有株式の価値の増減と連動しており、実質的な業績連動報酬を内包しているものと考えております。このような観点から、現時点において業績連動賞与や株式報酬等の非金銭報酬を設定しておりません。なお、今後の設立メンバー以外の業務執行を担う取締役の就任など会社組織形態の変化に応じて役員報酬制度についても必要な変更を検討してまいります。

b. 報酬等(業績に連動しない金銭報酬)の額またはその算定方法の決定方針

取締役の報酬については、株主総会で決議した報酬等の総額(注)の範囲内において、取締役会で経済情勢、会社業績や経営内容、役員構成などを総合的に勘案し、報酬総額を年度予算として確定します。

取締役の報酬は取締役が職務に専念できるように固定の金銭報酬である基本報酬(月定額報酬)とし、各取締役の役位、職責の内容に応じた基本部分と、職責のリスクに応じたリスク手当部分、並びに在任年数に応じた功績部分の3つから構成されます。

(注)取締役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額800百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。定款で定める取締役の員数は13名以内で、本有価証券報告書提出日現在は9名。)と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2007年6月27日開催の第2回定時株主総会において年額200百万円以内(定款で定める監査役の員数は4名以内で、本有価証券報告書提出日現在は3名)と決議いただいております。

ロ. 個人別の報酬等の決定に関する方針

各取締役に支給する基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社の業績等も踏まえ、取締役会で決議した報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定します。

ハ. 取締役に對し報酬等を与える時期等

基本報酬は、月例の定額報酬とします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

(社外取締役のサポート体制)

社外取締役の業務補助(情報伝達等を含む)については担当者を配置し、サポートする体制を構築しております。

(社外監査役のサポート体制)

監査役会規程に従い、社外監査役の業務補助及び事務局として監査役スタッフを置き、サポート体制を強化しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行と監査・監督機能

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成され、定例取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。経営方針、年度予算その他重要な事項に関する意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行及び各取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、経営知識、経験の豊富な2名の社外取締役により経営の健全性、実効性を高めております。

(2) 執行役員制度

当社は、経営の健全化、効率化及び意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行にあっております。

(3) 経営会議

代表取締役社長、取締役副社長、役付取締役、役付執行役員及び常勤監査役をメンバーとした経営会議を、月1回以上開催しております。経営会議は、業務執行上の諸問題をタイムリーに解決する他、経営上の重要事項や業務施策の進捗状況等について、審議、意思疎通を図ることを目的としております。

(4) 監査役、監査役会

監査役会は、常勤監査役3名(3名とも社外監査役)で構成されております。監査役3名は、定例監査役会を毎月1回、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。この他、取締役会に出席し必要に応じ発言するだけでなく、常勤監査役は経営会議にも出席し、業務執行等に係る監査を行っております。

(5) 内部監査

当社は、監査室長及び専任者2名で構成する代表取締役社長直轄の内部監査部を設置しております。内部監査部は毎事業年度の期初に代表取締役社長の承認を得た年度計画に従い、業務執行の合理性・効率性・適正性・妥当性等について、全部門を対象に監査しております。内部監査の結果については、内部監査結果通知書及び改善事項があれば改善指示書を作成し、被監査部門に改善の指示を行います。被監査部門は、改善要請のあった事項については、通知後遅滞なく改善指示に対する回答書を作成し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

(6) 会計監査

会社法及び金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、継続監査期間は16年であります。2022年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は下井田晶代、山岸康徳の2名であります。なお、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他6名です。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役野木森雅郁氏及び大澤昭夫氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

2. 指名、報酬決定等

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役会は、取締役の報酬について、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、経済情勢、会社業績や経営内容、役員構成などを総合的に勘案し、報酬総額を年度予算として決議します。各取締役に支給する基本報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長にその具体的内容の決定を委任しております。また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していること等を確認します。

監査役会は、監査役の報酬等について支給実績等を基準に協議し、決定します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、製薬会社のパートナーとして医薬品の開発と価値の最大化に貢献することを目的として、事業運営を行っております。そのため、医薬品事業を熟知した人材を中心に取締役会を構成しております。また、取締役会による経営の意思決定及び取締役の業務執行について、社外取締役2名、社外監査役3名が監督又は監査を実施することで監視機能を強化し、事業運営の健全性と透明性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	議決権行使の便宜を図るため、株主総会の円滑運営のための準備期間も考慮し、可能な限り集中日を回避する予定です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算及び第2四半期決算発表後の年2回、代表取締役社長を説明者として、アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書等、その他適時開示資料、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部及び広報室にて担当しており、IR担当役員は専務取締役管理本部長CFOです。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念として、「医薬品開発のあらゆる場面で常にプロフェッショナルとしての質を提供し、ステークホルダーである製薬会社、医療機関、患者ならびに株主、従業員の幸せを追求する。」と謳っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適切な手法によりできる限り適時かつ公平に情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程を遵守して活動できるよう、継続的に教育・推進を行う。また、取締役及び使用人は、「企業行動規範」の遵守を誓約する旨を記載した文書に毎年署名し、会社に提出する。

当社の代表取締役社長は、コンプライアンス体制の総括責任者として担当取締役を任命し、当該担当取締役は組織内のコンプライアンスの推進、監督、及び法規制、当社ポリシー等へのコンプライアンスの確保に努める。

当社の監査役は、取締役会のほか社内的重要会議に参加し、コンプライアンス体制の整備及び運用状況の確認を行う。

当社は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査部を設置し、当部門は監査役と連携して法令・諸規則の遵守状況の監視を行い、取締役会にて報告する。

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。

当社は、「社内通報マニュアル」に基づき、社内通報窓口を設置し、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、並びに社会的信頼の確保に努める。係る通報があった場合、これを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。

当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、反社会的勢力、組織又は団体に対しては、不正又は不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」、「稟議規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を議事録、稟議書等の文書に記録し、適切に保存する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、企業活動に影響を及ぼす恐れのあるリスクを想定し、問題発生 of 未然防止に努める。リスクマネジメント委員会がリスクマネジメント方針・計画を策定し、各部門は年度毎にリスクの抽出、回避策・対応策の検討を行い、評価を行う。

リスクマネジメント委員会は評価結果を確認の上、取締役会に報告する。

重大な経営リスクが顕在化したときには、「危機対応規程」に従い、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。その他、重要な問題事象が発生した場合は、危機対応委員会がこの対応にあたる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「組織・業務分掌規程」及び「稟議規程」等の社内規程により、取締役の職務権限及び会議体の付議基準を明確化し、より効率的で妥当性のある意思決定を実現する。

当社は、取締役会は原則として月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項に関する十分な事前検討、及び取締役会への報告事項に関する事前決定を行うことにより、意思決定の迅速化を図る。
- (5) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社は、コンプライアンスに関する基本方針として「企業行動規範」を共有し、業務の適正を確保する。

当社及びグループ各社は、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を実行し、財務報告の信頼性を確保する。

当社及びグループ各社は、リスク管理に係る規則に従い、リスクに関する管理体制を構築する。

当社は、経営計画において当社及びグループ各社が達成すべき目標を明確化するとともに、業務遂行状況の評価、管理を行う。

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、その状況を把握する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。また、当該使用人がその業務に関して監査役から指示を受けたときは、その指示の実効性を確保する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき職務に関しては、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役へ報告する。

当社の取締役及び使用人は、監査役のために応じ、定期的または随時に、事業に関する報告を行う。

重要な社内通報案件については、定期的または随時に、監査役へ報告する。

監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める。取締役及び使用人はこの求めを阻むことはできない。

当社の監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部監査部と緊密な連携を保ちながら監査役監査の実効を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならない。当社役員、社員は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示さなければならない。」を基本姿勢とし、「反社会的勢力対応マニュアル」に詳細を明記して全役員・社員に周知徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に対して金融商品取引法及び東京証券取引所の定める規則、その他関連法規や規則に準拠するのみならず、重要情報について適時性・網羅性・適正性・正確性を十分に意識し、積極的な情報開示を実行いたします。さらに、当社WEBサイトや決算説明会を活用して、機関投資家及び個人投資家に対する自発的なIR活動を積極的に実施してまいります。

2. 適時開示に関する体制

(1) 情報開示にかかる組織体制

当社における情報開示の担当部署は管理本部であり、情報管理責任者(専務取締役管理本部長、以下省略)の監督の下、開示担当者3名が開示関連業務(情報収集・文書作成・開示手続)を実施しております。

(2) 情報開示の手続

イ. 決定事実

原則として取締役会において審議・決議がなされた後、速やかな開示を実行いたします。

ロ. 発生事実

当該事実の発生部門(子会社を含む)あるいはその事実を認識した役員・職員が管理本部に情報を報告し、取締役会における審議・決議を経て速やかな開示を実行いたします。

八. 決算情報

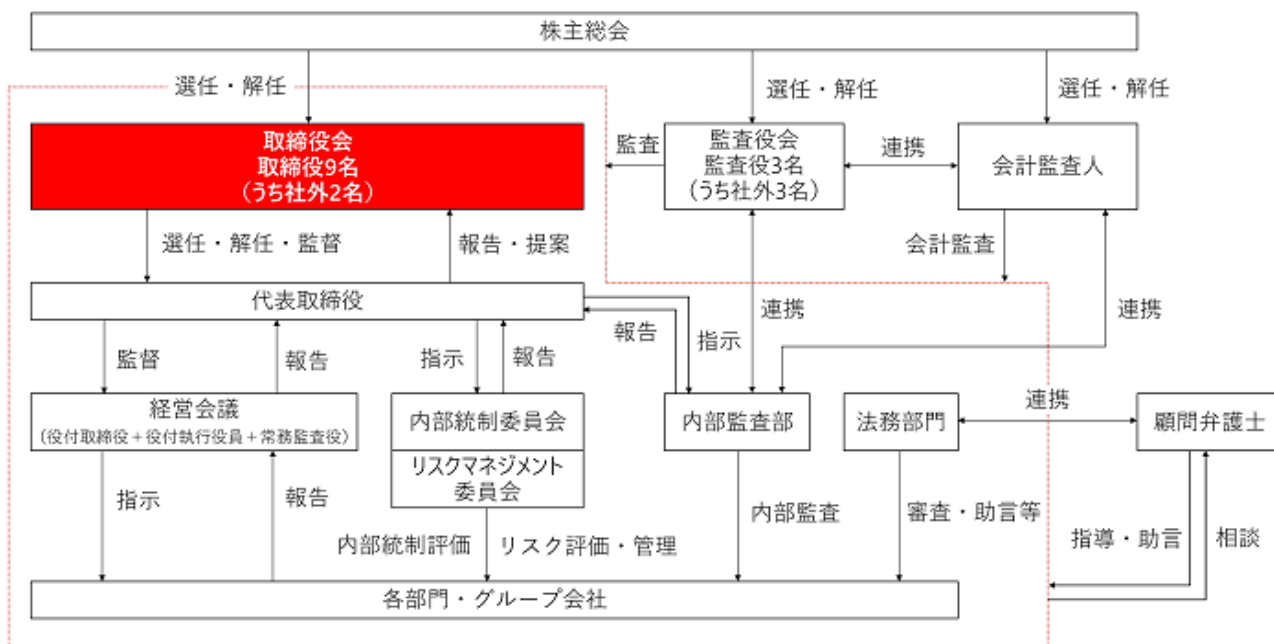
管理本部経理担当者が決算情報等を確定し、開示担当者が決算書類等及び開示文書の作成を行い、これを取締役会が承認した後、速やかな開示を実行いたします。

(3) 情報開示の必要性の判断

情報管理責任者の監督の下、管理本部にて関連法規及び規則に基づき開示の必要性を判断し、取締役会において最終決定をしております。

(4) 情報開示のモニタリング

当社では、内部監査ならびに監査役監査を実施し、開示の適切性を確認しております。



	氏名	企業 経営	グローバル ビジネス	医薬品 開発	コンプライアンス・ ガバナンス	財務・ 会計	人事	IT
取締役	秦野 和浩	○	○	○				
	辻本 桂吾	○	○	○				
	河合 順	○	○	○				
	高橋 明宏			○		○	○	○
	宮崎 正哉	○	○	○				
	坂本 勲勇	○	○	○				
	山口 志織			○	○			
社外 取締役	野木森 雅郁	○ (製薬)	○	○	○			
	大澤 昭夫	○ (製薬)	○	○	○			
監査役	中島 与志明				○		○	
	村上 祐一				○	○		
	安藤 良光	○ (製薬)	○	○				